

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休みの
日、翌日
の翌日)

目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(人事課)

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(〃)

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(広報文書課)

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(〃)

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課)

◇教委訓令 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(体育保健課)

公布された規則のあらまし

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 技術吏員をもって充てる職のうち、薬剤長の職を廃止し、副

看護部長、技師長及び理学療法士長の職を設置することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

一 会計課財務会計システム開発室に、新たに電算管理係及び開発係を設置することとした。(第二条関係)

二 会計課の分掌事務を次のとおり改めることとした。(第三条

関係)

1 出納長の権限に属する事務のうち、小切手の振出しに関する事務を削除する。

2 知事の権限に属する事務のうち財務会計オンラインシステムに関する事務を整備する。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 靡について、次のとおり改めることとした。(別表第一関係)

1 鳥取空港建設事務所(出納員総務課長)を削除する。

2 県立鳥取図書館(出納員次長)及び県立米子図書館(出納員次長)を削除し、新たに鳥取県立図書館(出納員総務課長)を設ける。

3 県立西部農業高等学校の名称変更に伴い、靡である機関の名称の整備をする。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「・薬剤長」を削り、「総婦長・婦長」を「総婦長・副看護部長・婦長・技師長・理学療法士長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、会計課財務会計システム開発室に電算管理係及び開発係を置く。

第三条会計課の項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号ト中「の開発」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

鳥取県鳥取空港管理事務所	次 長
鳥取県鳥取空港建設事務所	総務課長

を

鳥

取県鳥取空港管理事務所

次 長

に、

鳥取県立鳥取図書館

鳥取県立米子図書館

次 長

次 長

を
鳥取県立図書館

総務課

長
に、

鳥取県立西部農業高等学校

事務長

を

鳥取

県立淀江産業技術高等学校

事務長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑

次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を

次のように改正する。

別表十一の項中

第二号

何務印
鳥取県所

一五ミリメートル
平方

県税事務所長

第二号

何務印
鳥取県所

一五ミリメートル
平方

税

第三号

何務印
鳥取福所

一五ミリメートル
平方

児童

第四号

何務印
鳥取土所

一五ミリメートル
平方

建

納税通知書等県税関係
文書用

を

務課長

納税通知書等電子計算
機により処理する県税
関係文書用

家庭課長

納入通知書等電子計算
機により処理する母子
・寡婦福祉資金関係文
書用

に改める。

築課長

納入通知書等電子計算
機により処理する県営

住宅関係文書用

附 則

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表税務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表中

企 画 課

を

交通・土地対策課

に改める。

別表衛生課の項第二十八号中「へい獣処理場の」を「化製場等の」に、「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表衛生課の項第二十八号の改正規定は、平成二年五月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。






平成二年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中「鳥取空港建設事務所」を削る。
様式第一号を次のように改める。

健康診断年月日				
自覚症状及び他覚症状											
身長 (cm)											
体重 (肥満度)											
視力	右	()	右	()	右	()	右	()	右		
	左	()	左	()	左	()	左	()	左		
聴力	右	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり		
	左	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり	1000Hz 4000Hz	1所見なし 1所見あり		
検査方法		1オージオ	2その他	1オージオ	2その他	1オージオ	2その他	1オージオ	2その他		
種別		問	直	問	直	問	直	問	直		
年月日			
種類		直	直	直	直	直	直	直	直		
塗抹 () 培養 ()											
判定		塗抹 ()	培養 ()	塗抹 ()	培養 ()	塗抹 ()	培養 ()	塗抹 ()	培養 ()		
年			
月			
日			
血圧 (mmHg)		~	~	~	~	~	~	~	~		
赤血球数 (万/mm ³)											
血色素量 (g/dl)											
ヘマトクリット (%)											
肝機能検査		G O T	(KU, IU/l)	G O T	(KU, IU/l)	G O T	(KU, IU/l)	G O T	(KU, IU/l)		
貧血検査		G P T	(KU, IU/l)	G P T	(KU, IU/l)	G P T	(KU, IU/l)	G P T	(KU, IU/l)		
血中脂質検査		総コレステロール (mg/dl)		総コレステロール (mg/dl)		総コレステロール (mg/dl)		総コレステロール (mg/dl)			
		トリグリセライド (mg/dl)		トリグリセライド (mg/dl)		トリグリセライド (mg/dl)		トリグリセライド (mg/dl)			

定期健診 (その他)

一次

附 則

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

既 往 歴	自 覚 症 状
1 な	1 な
2 脳 卒 中 () 歳)	2 頭 痛・頭 重
3 心 臓 血 圧 () 歳)	3 意 識 そ う 失
4 高 血 圧 () 歳)	4 し
5 腎 糖 肝 貧	5 手 足 の し び れ
6 尿 糖 肝 貧	6 耳 不 眠
7 腎 糖 肝 貧	7 舌 の も つ れ
8 腎 糖 肝 貧	8 め ま い
9 腎 糖 肝 貧	9 息 切・動 悸
10 腎 糖 肝 貧	10 胸 浮 口
11 腎 糖 肝 貧	11 胸 痛
12 腎 糖 肝 貧	12 胸 痛
13 腎 糖 肝 貧	13 夜 間 頻 尿
14 腎 糖 肝 貧	14 倦 怠 感
15 腎 糖 肝 貧	15 肩 こ り
16 腎 糖 肝 貧	16 腰 関 節 痛
17 腎 糖 肝 貧	17 吐
18 腎 糖 肝 貧	18 吐
19 腎 糖 肝 貧	19 腹 痛
20 腎 糖 肝 貧	20 腹 痛
21 腎 糖 肝 貧	21 腹 痛
22 腎 糖 肝 貧	22 腹 痛
23 腎 糖 肝 貧	23 腹 痛
24 腎 糖 肝 貧	24 腹 痛
25 腎 糖 肝 貧	25 腹 痛
26 腎 糖 肝 貧	26 腹 痛
27 腎 糖 肝 貧	27 腹 痛
28 腎 糖 肝 貧	28 腹 痛
29 腎 糖 肝 貧	29 腹 痛
30 腎 糖 肝 貧	30 腹 痛
31 腎 糖 肝 貧	31 腹 痛
32 腎 糖 肝 貧	32 腹 痛
33 腎 糖 肝 貧	33 腹 痛
34 腎 糖 肝 貧	34 腹 痛
35 腎 糖 肝 貧	35 腹 痛
36 腎 糖 肝 貧	36 腹 痛
37 腎 糖 肝 貧	37 腹 痛
38 腎 糖 肝 貧	38 腹 痛
39 腎 糖 肝 貧	39 腹 痛
40 腎 糖 肝 貧	40 腹 痛
41 腎 糖 肝 貧	41 腹 痛
42 腎 糖 肝 貧	42 腹 痛
43 腎 糖 肝 貧	43 腹 痛
44 腎 糖 肝 貧	44 腹 痛
45 腎 糖 肝 貧	45 腹 痛
46 腎 糖 肝 貧	46 腹 痛
47 腎 糖 肝 貧	47 腹 痛
48 腎 糖 肝 貧	48 腹 痛
49 腎 糖 肝 貧	49 腹 痛
50 腎 糖 肝 貧	50 腹 痛

備 考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断（雇入時の健康診断を除く。）及び学校保健法施行規則第10条の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことにならなっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
 - (1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. じん肺)
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は () 外に、矯正している場合は () 内に記入すること。
- 4 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 5 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

附則

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】